

新宿区高齢者保健福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 新宿区高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）に基づき、新宿区高齢者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- 一 計画の進行管理に関する意見を述べること。
- 二 計画の見直しに関しての検討及びその結果を区長へ報告すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、21 人以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号の区分により、当該各号に掲げる人数について、区長が委嘱する。

- 一 学識経験者 4 人以内
- 二 弁護士 1 人
- 三 区民 5 人以内
- 四 各種団体構成員 11 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意

見を聴くことができる。

(部会の設置)

第 7 条 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会で検討した結果は、協議会に報告するものとする。

3 部会の組織及び運営について必要な事項は、別に協議会が定める。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、福祉部地域包括ケア推進課が担当する。

(会議の公開)

第 9 条 協議会の会議は公開とする。ただし、協議会が公開することを不適当と認めるときは、この限りではない。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。